九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

熊本領における南北海辺開発の特質 ： 有明海・八代海干拓の諸相

内山, 幹生
熊本大学

https://hdl.handle.net/2324/1448833

出版情報：九州歴史科学研究会, 2013-06-29
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

熊本領における南北海辺開発の特質

～有明海・八代海干拓の諸相～

内山幹生

二〇一三・六・二九　九州歴史科学研究会（於西南学院大学）

1．熊本領内干拓の歴史的変遷

㈠用語としての干拓

i　**干拓**とは、湖沼または河海に築堤その他の工事をおこない、内側の水を排出し土地を造成すること。

ii　日本では、農耕地の創出手段として中世以前から歴史があり、近世に至って築堤技術の向上や石造樋門の登場をみて以来大規模化し、現代に至るまで湖沼・河海を問わず、盛んにおこなわれてきた。

iii　「**干拓**」なる言葉そのものは、大正三年（一九一四）、耕地整理法改正時に制定された用語である。

【史料一】

耕地整理法中改正法律改正案

耕地整理法中左ノ通改正ス

第一条中「区画形質ノ変更」ノ下ニ「湖海ノ埋立、干拓」ヲ加フ…（以下略）

（大正三年三月一〇日第三一帝国議会衆議院委員会議事録・速記録第二回）

明治維新後、しばらくの間、干拓に相当する字句の規定はなく、明治二二年（一八八九）一一月発布の法律第三〇号地租条例第一六条第五項（水面埋立地免租年期許可条項）が、唯一適用可能な条規であり、そこでは、「**埋立**」に干拓の意味を拡大解釈し、理解せしめている。したがって大正三年以前の史料には、「**干拓**」という言葉を読み取ることはできない。

今日いうところの「干拓」を、近世や中世の史料にさがすと、①**海辺新地普請**、②**新墾**、③**開発**（かいほつ・かいはつ）、などといった用語で表現されている。その結果、築造された新田のことを、熊本領では、「**新地**」といい、〇〇新地と称したり、〇〇開（ひらき）や〇〇搦（からみ）などといっている。河口を含む海辺湿地帯の開墾や土地改良および防災的措置の結果として生じた耕作地も、新地や開とされた。つまり近世以前の海辺開発には、純然たる干拓に加え、**湿地帯の開墾や土地改良・防災工事**なども、「開発」として包含され、①～③の語句などでひと括りに表現されていた。

㈡開発主体および開発推進契機等について

近世の諸藩領国において、それぞれの干拓関連諸施策と、その基礎的構造は、時代と共に変容している。干潟の生成に至る海辺の自然的環境の相違や、その変化、生成発達の遅速、さらには各藩における基層的な社会的、経済的諸条件の違いによって影響を受けた。

i　開発主体の相違から

①佐賀藩

川副や白石地域に多くみられる村請干拓、有田や伊万里地域にみられる町人請負的な干拓、藩政

中期以降の藩庁六府方中の一機関である搦方（からみかた→後の「新地方」）による藩営干拓があげられる。

②柳河藩

柳河藩は藩政後期以降に、藩直営の干拓が増加するが、基本的には、百姓・町人・士分など、身分に関わらず開発に意欲のあるものが主体となっている。有明海北部にのぞむこれら二藩は、身分的な制限事項は比較的ゆるく、強い開発意志があり、ヒト・モノ・カネの三要素を集中し、コントロールできる者（あるいは機関）が、開発主体となりえた。

③熊本藩

一方、熊本藩では、藩庁機関のほかに、a藩主、b藩主の一門、c重臣、d手永、e郷村（村請的）など、あらかじめ開発権を承認された個人や機関が開発主となっており、表向き農工商階層の個人による開発はみられず、禁止されていたとされている。しかし、海辺開発の実態をみると、農商階層が、bやcの開発権利者にはかり、資金や施工の労を負担することで実質的な開発者となった事例も散見される。

ii　開発者利益の面から

開発権者利益の面に着目すると、開発名義と開発後の利得の一部とを実質的に**等価交換**したとみられる手法も用いられている。後先の関係からみても、開発の端緒は、それによって生じる新地の利用者たる農民と、農政を具体化し実施する末端の行政官僚らの側にあり、彼らの耕地拡大行動は、藩の意志に沿った活動でもあった。

iii　耕地開発推進の契機

干拓による耕地開発推進の直接的契機は、近世熊本領の場合、**発達する干潟**の存在という自然条件のみならず、より根元的で普遍的な開発動機にもとめられる。具体的には、政治・社会・経済の変遷による多様な要素が考えられるが、基本的には、次の三点に集約できる。一つに、**領内人口増加の傾向をたどった**こと。二つに、**農業生産の内包的集約化とその限界に達した**こと。三つに、**領国経営財源の創出**があり、二と三は近世を通して諸藩に共通する根源的な事情であった。

iv　領主の関心と干潟開発への社会的圧力

農業生産面において、農民の不断の努力により、各歴史段階で、単位面積当りの生産性を向上させてきた。しかし、実質的に生産総量を押し上げる原動力となったのは、**耕地の継続的拡大**にほかならない。

近世熊本領の耕地創出を原因別にみるとき、原野や山野などの開発によるものと干拓とでは、後者が圧倒している。近世初頭、加藤氏治世における玉名郡海辺の牟田開発を初めとして、同様の海辺が陸続として開発された結果で、それは、歴代領主の関心と干潟開発への社会的圧力の高まりに起因するものであった。

㈢近世以前の干拓（中世史料にみる干拓）

熊本の干拓は、近世に入って突然あらわれたわけではない。有明および八代両海に注ぐ大小河川

の排出土砂や共通する遠浅、すなわち、**成長する干潟**の存在という自然的条件が、局地的であるにせよ、古くから海辺干潟の開発を可能にしてきた。

【図1】熊本領の海辺干拓地（赤→近世　ピンク→中世）

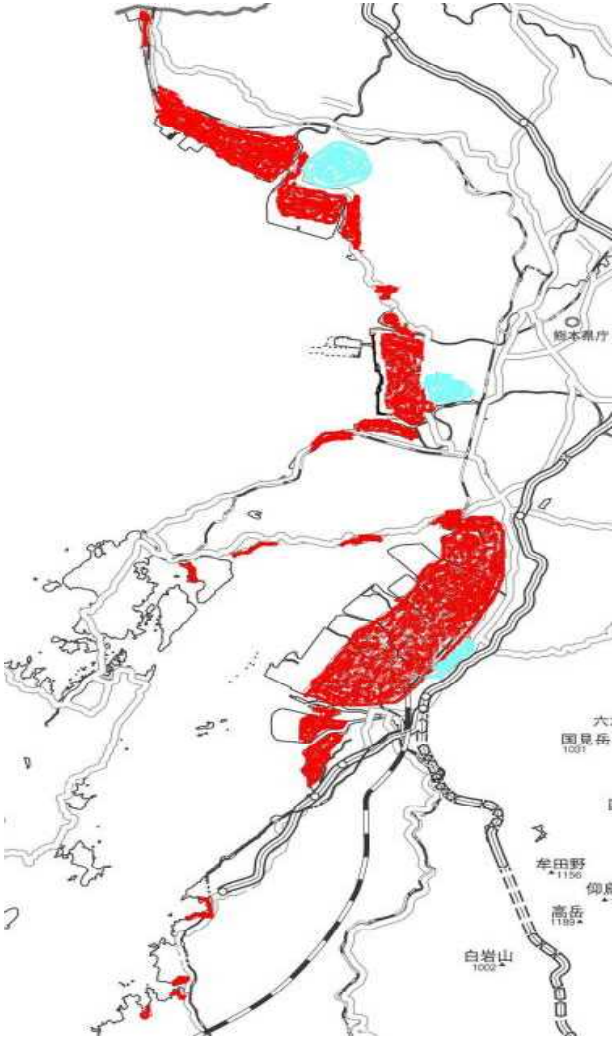

ｉ　干潟発達のメカニズム

有明海において、その発達メカニズムは、昭和二〇年代当時、佐賀に置かれていた九州農業試験場干拓部の藤川武信らによって明らかにされている。

（藤川説要旨）

①地形

第一には地形と母岩、第二に河川の土砂運搬作用、第三に潮流の堆積作用などがあり、これらを総合すれば、有明海の東沿岸は、背後に火山灰地帯の大きな台地を控え、河川の運搬作用が極めて大きく、運搬される泥土砂は比較的粗い。北岸は、内陸平野そのものが広い沖積土であり、そこから浸食の結果、運ばれてくる泥土砂は比較的少量であるものの、極めて微細なものである。

②潮流

潮流は、東岸を北上して北岸を西に大きく回流するものと、各河川の河口の前で干満と共に小さく還流 するものとに分かたれる。よって、北になるほど潮流は穏やかになるといい、そこに微細土が運ばれていく。佐賀県の例でみると、杵島郡旦石および福富の両町地先では、満潮は濁り、引潮は澄んでいるといい、この干満の過程によって微細な土壌が沈積して、干潟は恒常的に発達する。

※熊本領玉名郡海辺地域も例外ではなく、泥土堆積をそのまま放置しておいても、程度の差こそあれ、自然に陸地化する場所が少なくない。このような河口の寄州（よりす）、浜菜や葭類の植生地、潮入りする湿地帯などが、中世以前から開発されてきた。

※熊本の中世史料に記された開発では、八代海側に旧八代郡八千把村の新開があり、有明海側に旧飽 田郡内の古刹、大慈寺に寄進された牟田（湿地）を開発し、燈油料や修理費用にあてたという事例がある。

ii　八代庄八千把開

①八代郡八千把村

八千把村は、現在の八代市北部、日置川両岸の海士江町を中心とした上野、古賀、田中などの町域で、八代郡八代庄（荘）の中にあり、鎌倉期の史料にはすでにあらわれている。球磨川水系の下流と日置川下流にはさまれた低平地であり、村域の西側過半は、後年、八代城代松井氏による干拓が成就されるまで八代海に直面していた。鎌倉期およびそれ以前においては、河海辺の低湿地とされる地域で、地元の豪族らによって開発され、耕地化が図られている。

②小早川家文書の記述

八代市小早川家文書、建治二年（一二七六）の「**兵庫助某宛行状**」に、「**八代庄三ケ村内八千把村新開事**」という記事があり、宛行われた土地を早々に耕作し、**鞆**（とも＝塘）と**井樋**（水路）を、「**固く修める可く**」ように命ぜられている。また、この文書から六年さかのぼる文永七年（一二七〇）の「**預所沙彌某宛行状**」には、「**右くだん屋敷より名田畠等は中九郎□…**」とあり、部分的であるが、この地域がすでに開発されていたことがわかる。

iii　河尻郷銭塘の開発

河尻郷は、熊本県のほぼ中央部、現在の熊本市川尻町一帯に比定され、阿蘇山に源を発する白川、九州山地の北縁部より発した緑川、さらに水前寺や江津湖の湧水を集めた加勢川などの下流域に相当する。この地域は、近世においても氾濫常習地であり、それぞれ洪水などによる流路の変更、あるいは人工的な流路変更や浚渫などの治水対処がなされたものの、長らくその効果をあらわすには至らなかった。

①開発地床の寄進

寒巌義尹（かんがんぎいん）は、曹洞宗長老派大梁山大慈寺の開祖である（後鳥羽天皇の皇子？）。熊本市大慈寺文書の弘安七年（一二八三）「**源泰明（河尻泰明）寄進状案**」によると、

【史料二】

寄進、大慈寺仏性燈油料ならびに修理用の牟田開発為さるべき事、

四至

東限　西新開竪堤定、南限　同横堤定、　西限　今堤堤ならびに可極海辺有開発也、北限　龍王木南際、縦令卅町分…（後略）

といい、当時河尻郷の地頭職にあった河尻泰明より大慈寺に宛て、三〇町歩の牟田が寄進された。寄進地の東西および南側には既往の開発地があり、堤塘（堤防）が設置されている。この牟田の開発状況は、史料からは読み取れない。表向きには、それを開発して、燈油料や寺院の営繕費用に充当するようにということである。

iv　寄進理由と寄進地の実態

①寄進理由

河尻氏自身の年貢徴収の問題が想定される。寄進地の実態は、一部耕地化されているものの、大部分が荒地同様の状態で、その牟田を寺院に寄進することにより、年貢徴収負担を免れる思惑もあ

りうる。この時期、北条氏内紛の影響もあって肥後国内も動揺しており、地頭河尻氏の大慈寺接近も、皇統に連なる寒巌義尹を意識してのことで、自らの保身に利する政治的判断が、寄進行為の原点とみられる。

②自然陸地化する地域

銭塘（ぜにとも・ぜんとも）は、さきの八千把村と同様に、三河川の最下流域で河口周縁部から海辺に接続する広大な湿地の一角にあり、自然に陸化した場所や沼沢地、葭原、および干潟の混在した地域であった。したがって汀線まで相当の距離があり、場所によっては、堤高数尺程度の築堤で潮入りを防ぐことも不可能ではなく、年々発達する外縁の干潟によって、それらの安全性はある程度担保されていくことになる。

③牟田・氾濫原

牟田とは、湿地帯のことをいうが、河口や海辺の低湿地にあって葭類や他の稲科植物の植生があったりする。干潟の自然陸化する過程で生じることも多く、小潮の時に多少の泥土層があらわれ、大潮のときに潮溜ができるような場所をいう。一般的には、汀線よりもかなり内側にあり、河川の流路が定まっていない時期に氾濫（はんらん）が繰り返された。そのたびに土砂堆積による自然堤防と後背湿地を形成する結果、自然に「**輪中**」状の堤防が発達することがあり、その下方に耕地や集落が営まれるようになる。

④水防

これらの自然堤防に積み増したり連結したりすることで、小規模の氾濫や日常的な水防は可能であるが、下流からの逆流水、すなわち潮汐（ちょうせき）による海水の侵入からは無防備であった。開発の進捗段階よりみると、次の段階において**潮除塘**（しおよけども）が設置されるようになる。

Ⅴ　開発圧力

①中世的干拓→**墾田**

熊本（肥後国）における近世以前の干拓とは、一般的に河口および海辺の葭原、湿地、沼沢などの自然堆積地を、全体的な干陸化の状態を見極めながら、八朔潮を防ぐ程度の堤高を備えた防潮堤防を築き、内側を排水しながら耕地化していく手法であった。

このような開発形式から、有明・八代両海の海辺湿地帯における土豪の蚕食といった事態は、少なからずおこりえた。近世の干拓と比較すると、格段に小規模であるにしても、自然環境や地域的な特性のほかに、社会経済的・政治状況的に、強く規定されていたのは同様である。

②土地給付原資

牟田や干潟は、中世期以降、武士の勃興にともなう、「御恩」と「奉公」による土地分配システムに沿って、**土地給付原資**のひとつとしても機能した。上位職制にあるものが、下位の者に恩顧として土地を給付し、下位者はより下位者にそれを分給する。牟田であろうと干潟であろうと、開発可能な土地であれば給付対象となった。

③成長する干潟への開発着眼

彼らは、自分の領有する地先に広がる、成長する干潟について、開発者たる資質を放棄することなく、積極的に開墾していった。また、小数であろうが、農民や土豪による恒常的な海辺開発実施と

いう事情も無視できない。年貢地以外の耕作地における成果が、作り取り同然であり、そのうえ統制の緩んだ社会であれば、その傾向はさらに助長される。これらの事情は、熊本領の中世を通して、海辺開発を促す潜在的圧力として機能した。

㈣加藤期の干拓

i　加藤清正と小田牟田新地築造説

①菊池川流路変更

清正は、肥後入国の翌年、天正一七年に菊池川の改修に取りかかり、大規模な流路の変更をおこなったとされる。通説では、清正の肥後入国当時、菊池川は現在の玉名市街地の対岸、桃田と千田川原間より南に流れ、伊倉と川島の境を南下して横島と部田見の両丘陵の間に落ち込んでいたといわれる。

②石塘の築造

次に、千田川原から西側に新流路を開鑿し、桃田から小島にかけて堤防を築き、滑石より大浜間に流路を付け替え、現在の菊池川の原形をなした。そのあと、横島と部田見丘陵の西端、久島山とを、一直線に結ぶ四〇〇ｍ余の石塘を築造し、潮留め堤防とする。

【図2】九州農政局ＨＰより

【図3】旧玉名郡横島村石塘（旧横島村役場蔵）

③小田牟田新地八七〇町九反余

これらの工事は、単に水利・灌漑のみを目的とするものではなく、耕地の開発を意図した事業であり、着手以来一七年後の慶長一〇年（一六〇五）に完成をみたといい、この工事によって生まれたのが、伊倉と横島間に横たわる、**小田牟田新地八七〇町九反余**と伝承されている。

ii　鹿子木量平の見解と完工年以前検地帳の存在

小田牟田新地伝承の発端は、八代郡野津手永などで惣庄屋をつとめた鹿子木量平による、**『藤公遺業記』『勝國治水遺』『清正公事蹟集録』**において、玉名郡中の事績にふれた部分にあるといわれ、これらの三文献を総合すると、さきの通説的理解となる。昭和四〇年代以降、それらの記述の信憑性を争う論考も複数発表されており、清正事績の再検討を迫られている。

①築造伝承以前に開墾地の存在

史料解釈の相違から、若干の対立点はあるが、共通しているのは、慶長一〇年より相当以前、横島と伊倉の間に、すでに開墾地が存在し、集落が形成されていたとする点である。争点となっているのは、清正が小田牟田新地の開発を企画し主導したのか否か、というところであり、この点は加藤期の基礎的な農政史料が、ほとんど伝来していないという実状から、現在でも決着をみていない。

②完工前検地帳の存在

当時の状況を丹念に追うと、小田牟田新地築造を清正事績とすることに積極肯定はしないまでも、完全な否定はなしがたい。開発についての指示命令が一切なかったということも検証困難だからである。慶長一〇年完成というこの新地内に、それ以前より集落が存在していた証拠は、小田牟田新地内における村々の慶長九年二月および九月の検地帳が伝来していることによって説明できる。何らかの事情によっては、検地帳を過去にさかのぼって作成する場合があるとして、これら検地帳の存在を仮に無視するとしても、物理的な考古資料による証明は覆されない。

iii　小田牟田新地の実態

①考古資料の出土

小田牟田新地の中心部からやや北東、伊倉寄りの所に北牟田村があった。昭和五三年三月、玉名市教育委員会により同所の**北牟田塚墳墓**が発掘調査され、木棺の内より青年男子の遺骨と、外側を黒漆、内側を朱漆で塗られた木椀が出土している。人骨の腕部分には、水干もしくは直垂類の袖絞りとみられる紐が巻きついており、遺骨とこれら副葬品の分析により、平安から鎌倉期の青年武士の墳墓と結論された。

②海外貿易港伊倉の終焉

さらに北牟田塚墳墓の南隣は、地名を「三官」といい、**伊倉丹倍津**が大陸との交易で栄えていたころ、朱印船貿易に携わっていた明国商人の屋敷があったとされる。海外貿易港、伊倉丹倍津の終焉した原因は、菊池川からの排出土砂堆積と有明海の潮汐運動による潟土の堆積であった。

元亀あるいは天正年間のごく早い時期に、外洋船たる明船の入津は困難となっており、そのため菊池川の流路を変更し、横島と久島山の間を石塘で締切って一括的に広大な湿地帯を干し上げ、耕地化を図ったのである。

③発達する干潟

遺跡が物語るように、この広大な地域は、慶長期のはるか以前より部分的に開発が進展していた。周辺地形から判断して、複雑な潮の流れがあったと推測され、それによって葭原をはじめ、発達する微高地「州」（す）が各所にあり、天正末期頃には締切り可能と判断できる状態になっていたとみられる。

自然陸化に対抗して、巨費を必要とする浚渫をほどこし港津を維持するよりも、陸化の進展を利用して耕地化を図る判断が働いた。州の耕地化が徐々に進み、小集落が点々と形成され、それらを包摂するように村ができ、順次に検地を受け、高入れされていった。いずれにしても、潮入り地を含む海辺湿地帯の開発という、中世的開発であったとみられる。

④鹿子木量平著述内容の再検討

加藤氏二代にわたる治世の間に開発された海辺干拓地は、小田牟田新地開発を皮切りに、玉名郡に五ヶ

所、宇土・下益城・八代の各郡にそれぞれ一ヶ所ずつの合計八ヶ所と伝えられている。このことは、『明治以前日本土木史』や、その他の公刊文献にも記載されているが、その典拠をたどれば、いずれも鹿子木量平記すところの、『藤公遺業記』ほか、さきに掲げた二つの文献に行き着く。

鹿子木は、藩命を奉じて領内の過半を踏破し、清正事蹟の調査をおこない、『藤公遺業記』をあらわした。現場視察に加え、主として、その土地の古老や旧家からの聞き取りという手法で調査が進められている。近世熊本領内では、多分に神格化され、人口に膾炙された武将であるだけに信奉者も多く、その事蹟についての伝承や口碑には慎重を期する必要がある。

2. 熊本領北部海辺玉名郡横島地域の開発

(一)開発推移

i 近世熊本の干拓新田地帯

近世熊本領の干拓新田地帯は、有明海側に、①**玉名郡沿海部**、②**旧飽田郡および宇土郡沿海部**があり、八代海側に、③**宇土半島南岸部と宇土・下益城・八代の三郡沿海部**があげられる。③は、下益城郡の地先、八代郡は前川・球磨川の線で二分され、さらに南下して葦北郡の中小干拓新田群がある。

ii 玉名郡の海辺開発

玉名郡の海辺開発は、有明海の潮汐運動による遊泥の沈積と菊池川（高瀬川）の排出土砂堆積の相互作用によっている。八代海沿岸部にも共通する、成長し発達する干潟という自然の営みに着目して逐次開発され、平板を次々と配置するように沖合へ向かって新開地が造成されていった。

iii 横島新田群

干拓新地が築造されるほどに、土手や石手で区画された一群の平野は拡大を続け、旧堤防を削平し道路としながら、一つの大平野と化す。藩政末期になると、玉名郡最大の新田地帯である横島新田は、八代海側の諸新田とほぼ匹敵する規模を持つようになり、有明海北部干潟に面する佐賀領・柳川領における同時期の開発事例と比較しても規模的優位性を保っている。

iv 高瀬湾の消滅

中世までの横島は、有明海に浮かぶ孤島であり、今は消滅している高瀬湾とも呼ぶべき海湾の南正面に位置し、高瀬および伊倉（丹倍津）両港津の防波堤的役割を果たしていた。伊倉台地と横島の間には、千田川原・小野尻・川島など、州から発達した陸地も生じており、元亀・天正年間頃には、伊倉丹倍津に来航する明船の航行がままならないほどに潟土の堆積が進行していた。

v 新田村の成立

天正一六年、肥後に封ぜられた加藤清正は、翌年から伊倉と横島間の海湾締切りを図り、大浜から横島栗尾まで潮除塘を築く。干し上げられた新地は、徐々に開墾され、小開発地が相集う形で豊水村、大園村、大浜町が成立していった。陸続きとなった横島には、その南面に干陸化の進んだ遠浅の干潟が存在することから、開墾目的で近郊の村々より移住する人々もみられるようになる。この地域が横島新田として本格的に開発されるには、細川氏の治世を待たねばならない。

【図4】伊倉・大浜・横島（国土地理院一九五一）　※黒丸は伊倉唐人町

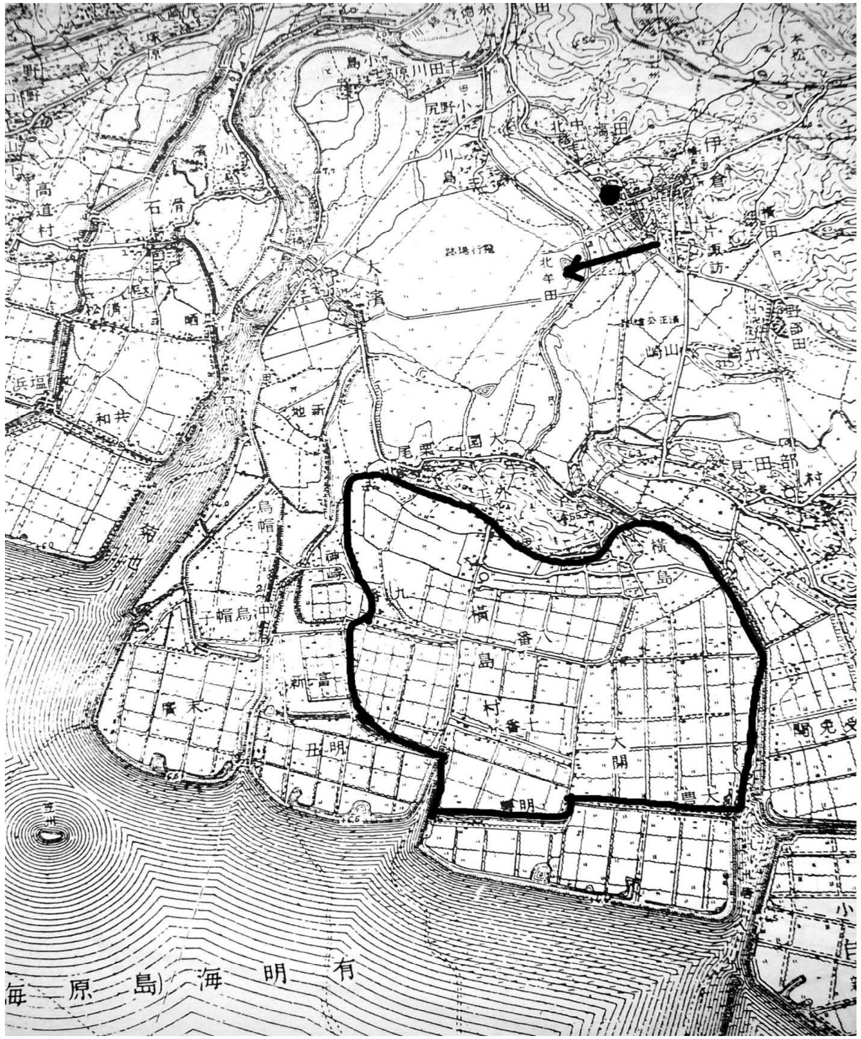

(二)玉名郡横島地先開発の三段階

細川氏入封以後、近世横島地先干潟の開発は、歴史的経過よりみて、三段階に分類できる。

〈第一期〉寛永一〇年（一六三三）～寛永一四年（一六三七）…横島山々裾一帯
藩主内祭金による内家開…沓形・坂下・田中・八ツ江・八反田・馬ノ水
同免・西京泊・東京泊・神崎・玄幸（計三五町歩余）

〈第二期〉延享年間（一七四四）～天明年間（一七八八）　…第一期の外縁
藩庁直轄による藩築開　…塩屋・北櫨方・南櫨方・外平前・栗ノ尾下
植葮・仮田・外京泊・塩屋外・定米（計五四町歩余）

〈第三期〉文化元年（一八〇四）～慶応二年（一八六六）　…第二期の外縁
世襲家老有吉氏御赦免開…一番・二番・三番・四番（川浚料開）・五番
六番・築添・七番（大開）・八番・九番・十番
（計二八七町歩余）

第一期と第二期の開発については、一件当り一町歩から六町歩前後の小規模開発で、干陸化の進んでいるところに潟土を鍬で寄せて掻き上げ、堤塘に仕上げる程度の工事であった。州高の場所では、すでに開墾が進んでおり、水防・護岸という発想からの築堤も想定され、すべてが潮留を伴う海辺開発（干拓）とは断定できない。今日的な意味での干拓が明瞭にあらわれてくるのは、第三期の有吉氏による開発からである。現在の標高を書き抜いてみる。

ⅰ　一九九五年現在の標高（『横島地形図』横島町編一九九五）　※（単位　メートル）

〈第一期開発地〉　沓形・坂下一、七～二、四　田中　一、四　八ツ江・八反田　一、六
東西京泊　二、一～二、六　馬ノ水・同免　二、四～二、七

〈第二期開発地〉　塩屋　二、〇～二、二　南北櫨方　一、二～二、〇
外平前　一、五～一、七　植葭・仮田　一、三～二、二

〈第三期開発地〉　一番　一、七～二、四　二番　一、一～一、六　三番　二、〇～二、七
四番　〇、九～一、四　五番　一、一～一、五　六番　一、七～一、八
七番　〇、七～一、三　大開▲一、一～〇、四　八番　〇、八～一、二
九番　〇、六～一、〇　十番　〇、一～〇、七

第一期は、外平山（横島山）の山裾から開始され、現在の標高で一、四mから最高で二、七mを示す。第二期は第一期の外縁部に相当し、同じく一、二mから二、二mである。第三期も同様に、第二期の外周に展開し、大開のマイナス一、一mから三番の二、七mの間に位置しており、全体的には、第一期開発を起点に、時代が下がるにつれて緩やかな下り勾配を形作っている。

【図5】横島航空写真（九州農政局横島事務所提供）

ⅱ　明治期以降開発地の標高

①屋敷地床の嵩上げ

明治期以降の開発地域では、明丑がマイナス〇、二m～〇、五m、照栄マイナス〇、一m～〇、八m、新栄マイナス〇、二m～マイナス一、二mと、平均して海抜以下の標高となっている。現在と近世後期の標高差をみるとき、第一期～第二期開発地の栗ノ尾、外平、京泊など古い集落におい

ては、旧来屋敷地に新しい盛土のあとが歴然としており、その結果、顕著な差になってあらわれている。近世末期以降、高潮によって数次にわたる破堤潮入りがあり、その経験から、危機回避行動の結果、屋敷床のかさ上げが数多く施工された。

②耕作地の標高

一方、耕地をみると、水田主体であり、水利灌漑の立場から、従来の標高より高くなることは望ましくもなければ、好ましくもない。土地改良の必要から、部分的に堤外の潟土を客土することがある。しかし、横島新田における現在の各開発地標高については、藩政末期時点の標高から、幾分かの上昇がみられるにしても、ほぼ旧状を維持しているとみてよい。

③開発地標高差と開発形態

横島新田の開発は、その開発主体と時代的な画期から三段階に分類できたが、開発標高の視点より分類することも可能である。標高一ｍを基準にして二分すると、有吉氏による四番開・七番開（大開）・八番開・九番開・十番開は、海抜ゼロメートル前後の開発とみなされ、七番開以降になると潮留を伴う石垣築の堤防を擁した干拓地で、マイナス標高となり、それ以前のほぼ干陸化した土地に土手を築造した開発地とは一線を画する。こうした開発地床の標高差は、築造される堤防や水門、江湖など、干拓地諸施設の築造仕様の差となってあらわれ、開発形態にも影響を与えた。

④有吉家の御赦免開とその現地支配力

世襲家老有吉氏の海辺開発は、藩庁によって特許された**御赦免開**であり、松井氏の場合と同様に、徳米の賦課権限を得ている。しかし、その開発実態は、ほとんどの開発が周辺の有力農民による企画とみられ、有吉氏は、当初から現地支配力の弱い、「領主」であった。松井氏同様に藩許による御赦免開であり、その立場は、類似のものとなるはずであるが、実質的支配権という点では、大きく異なる。

両者の相違は、松井氏が八代城代として、八代町域の統治権限を有しているということのほか、**横島周辺における干潟開発慣行**によるところが大きい。有吉新開の構造的特色は、それらを解明することで明らかとなる。さらに、その慣行は、開発に関わった有力農民のさらなる富俗化にも結びつき、金納郷士（寸志御家人）の輩出へと向かう。

㈢横島近辺の海辺開発慣行と開発類型

有吉氏の開発になる一番より三番開までは、汀線より遙か内陸側の開発で、その堤防も石垣を伴わない土手構造で間に合う水準であった。これらは、西から一番・三番・二番と帯状につらなる一連の開発で、三番開が最後に来ているのは、横島新田の最高標高域であるところから、もともと干陸化が相当進んでいた場所で、築堤が後回しにされたとみられる。三番開の最高標高地点には、有吉家の現地駐在事務所たる「役宅」が置かれていた。その跡地は、明治維新後に戸長役場を経て村役場から町役場となり、現在は玉名市役所横島支所として活用されている。

ｉ　有吉家海辺開発の初発

有吉氏による海辺開発の第一は、明和三年（一七六六）八代海北部松橋沖「三軒屋御開」にさかのぼる。この新地は、「御」を冠していることから、藩庁の関与した開発であり、その内訳は次の

ようになっていた。

【史料三】（宇城市松橋町秋岡文書）

反別　田畑二百八十三町二畝三歩

内

御本方　百三十一町二反四畝三歩

大蔵殿　百四町五反三畝六歩

宇土方　四十七町九反廿四歩

①事業破綻

有吉大蔵は、三者催合（もあい→合弁）の開発に加わり、一〇四町歩余の新地を得たが、長年にわたって水利に恵まれず、事業としては失敗に終わっている。その損失を補填する意味もあってか、有吉氏は、三軒屋新地以外に開発地をもとめるべく、藩庁御郡方に横島海辺干潟の拝領を願った。三軒屋では、不首尾に終ったものの、松橋沖での経験が学習効果として作用したことは疑えず、海辺開発の有利性を強く意識していたとみられる。

②松井氏の開発に触発

筆頭家老松井氏の八代海辺における成功事例に触発された面は否定できない。当時、八代郡北部海辺には、野津手永による百町新地が計画され、藩庁も強い関心を示しており、宇土・下益城・八代と続く三郡地先干潟の開発が注目されていた。相乗りにせよ、松橋沖での開発実績があり、ひととおりは八代海沿岸での開発も検討したが、断念する。開発条件の恵まれた地域は、すでに各手永と藩庁の根強い開発意向があり、それに遠慮した面もあったとみられる。

③開発権の承認

一方、玉名郡には、有吉氏の拝領石高一万八五〇〇石のうち、上玉名に五六〇四石余、下玉名に二八八六石余の合計八四九一石余があり、横島海辺の状況について相当の情報を得られる立場にあった。この時期、藩庁の興味は、一件当り開発規模のより大きな八代海に向いており、とくに横島沖に固執する理由もないことから、有吉氏に開発権が認許された。

ii　玉名郡海辺開発の類型

①玉名郡大浜村の事例

玉名郡海辺における海辺開発の類型は、**開発主体者と協力者による開発組織**、開発場所、開発の進め方をみることでほぼ明らかになる。別の視点では、**開発の実質企画者として開発主体者の存在**も重要で、開発企画の段階では、実質的に彼もしくは彼らが開発主体者としての役割を演じる。彼らは、新地の竣工とともに、一応は表舞台から消え、それまで名目上であった開発の主体者が実質主体者となる。その例を史料にみてみる。

【史料四】（『**新開新地**』九州大学付属図書館）

覚

玉名郡大濱横島両村の中、御開床三ヶ所見立置き、右の内まず一ヶ所御出し方無しに仕立差上げ申すべく由、阿部喜兵衛・松山彦左衛門より相達申候につきて、去秋相伺いその沙汰仕り

十六町余の御開所でき、去冬より麦作根付仕るを申候、相残る両所その外にも、段々御開床見立て置き、追々に仕立て差上げ申し度く工面仕候由に御座候、右新塘築立て等の儀は、大濱町別當太左衛門と申す者、巧者にこれ有り、外に熊本蔚山町別當安右衛門と申す者相加わり、下支配仕るを申候、畢竟、右太左衛門工面宜しく根に成り相働き候ゆえ、少しの御出方にも相申し及ばず相済み申し候儀に御座候、惣体に塘普請の儀は、上より仰せ付けられ候てさへ、大分の御出方これ有る儀に御座候へば、下方相対を以て日雇等召使い候はば、なお以て大体にては相済み難く有るべく御座候ところ、御為筋を存じ奉り、右の通に寸志の働き仕り候段、末々ものには奇特なる儀に御座候、そのうえ太左衛門儀、御隣國御借銀取遣の申段等にも相加り、何かと宜しく相勤め申す儀に御座候間…

この史料は、玉名郡大浜村別当太左衛門の功績報告と、その褒賞として扶持を給与されたいとする奉行所への上申書で、享保一七年（一七三二）三月一九日の日付が記されている。太左衛門は、大浜と横島の海辺に新地床三ヶ所を選び、うち一ヶ所は御上に築造資金を要請することなく築造するといい、すでに一六町歩余の新開地ができ上がり、麦が植え付けられていた。残った二ヶ所と、その他にも順を追って新地床を見立て、追々と築造する手はずが整っているという。

②開発態様

これら一連の計画には、熊本城下蔚山町別当安右衛門も加わり、太左衛門と一緒に下方身分（築造出役の農民）の指図をしていた。太左衛門が中核となって色々工夫して段取りをしたので、藩庁の資金負担が必要なかったのである。太左衛門は、調整役に専念して全体をまとめる役割を担っていた。ここにみられる開発の構図は、大略次のようなものであった。

a 町別当が海辺地域に開発可能な干潟や付洲・寄洲を見立てる。

b 新地の築造後、土地を割渡すという条件で周辺の村々に働きかけ、築堤資材と夫役の提供を承知させる。

c 前項の、aとbの見通しがついた時点で藩庁に上申して開発命令を引き出す。

d 新地が竣工したら藩庁に引き渡す。

この開発システムは、藩築開を藩庁の資金負担なしに実現する妙案である。藩庁機関による開発の場合は、役人が工事関係者と直接相対して日雇人夫など夫方（ぶかた）を扱うことになり、尋常の出費で済むものではない。

その点、太左衛門らは、「**寸志の働き仕**」る者たちで、末輩の者どもにして奇特の者と書かれているが、その実、「**御隣國御借銀取り遣りの申し談じ等にも相加り**」ということで、肥後一国の財政にも関わった豪商であった。

一六町歩余の新開については、家老小笠原多宮を通じて藩主に報告され、「**其段、尊聴に被達御満足被遊候**」といい、今後も御開築造に精を出すよう命ぜられた。太左衛門は、新開築造などの功績により、三月二七日付で、「**此節御開所等仕立候儀、永々之御為筋にて候、依之三人扶持御切米八石被為拝領諸役人段被召出、御奉行所触に被召加候段、今日申候**」との褒賞辞令を受けた。

太左衛門らが陣頭指揮して開発した新地は、御郡方に差し上げられたとみられるが、史料中に、「**新**

塘築立等の儀は」とあって、なおかつ面積が一六町歩余もあるところから、干拓であることは間違いないが、享保年中の開発事情が極端に少なく、この新地の場所特定は困難である。

③藩庁の意向

藩庁では、こうした**寸志の働きによる海辺新地の開発**を「**一ヶ所にても御開所でき仕り候へは、永々御為の儀に御座候**」と、高く評価していた。藩主の意向も、「**新御開所の儀、弥仕立申すべく旨、御意の趣もこれ有候**」であり、藩庁資金や藩主の内帑金（家政資金）を消費しないところでの開発を歓迎する様子をみせている。実際の損得勘定は措くとして、各関係者の思惑をみると、藩庁においては、自ら資金負担をすることなしに永久的な課税地が手に入るということが最大の関心事であった。

④新開地の分配

太左衛門ら新地築造の企画者や指導者らは、築造成った新地を分割する際に、定められた役割分の土地割渡しを受ける。その面積は、開発規模によって広狭さまざまで、開発面積の一割から二割、が、会所役人や村役人など開発指導者たちに褒賞として譲渡された。さらに、実際に鍬や畚（もっこ）、空俵や猫伏（ねこぶく）などの築堤資材を持ち寄り、食糧自弁で夫役として現場に出た農民の場合も、竣工後の土地割渡しが最大の出役動機である。彼らの士気は、このことによって確固たるものとなっており、海辺開発の原動力として、常に前向きに作用した。

⑤村方主導の開発

本件の場合、竣工物件が藩庁に引き渡される直前までは、太左衛門ら開発指導者が企画者であり、事業主体者であり、開発実施者たる位置にあった。横島地先の藩主内帑金によるとされる寛永期の御内家開、その後に展開された延享年間からの藩築開は、その一部にせよ、こうした構図で開発されたとみられる。その後の有吉氏による開発も、当初の一～三番開は、かかる枠組によっているし、その後の開発にも同様の例がある。

こうした開発類型は、玉名郡の海辺干拓地に固有の形態ということでもなく、八代海側にも散見され、**農民階層の海辺開発にみせる意欲の象徴**という解釈もできる。横島周辺には、藩政末期の有吉七番開から十番開までの四開地を除くと、中小規模の開発地が多く、石垣や巨大樋門設置の必要がない。経費的にも比較的容易に開発できたという点で、実質的に村方主導の開発が可能であった。ともかくも、このことは、**近世における玉名郡海辺地域開発の一典型**となっている。

3．熊本領南部海辺の開発

㈠領国海辺と開発地域

熊本領における海辺開発は、地域的にみると領国のほぼ中央域に位置する、東より西へ突出した宇土半島を境とし、**北部海辺**（有明海側）と**南部海辺**（八代海側）の開発に区分でき、土質のほか開発規模に若干の相違が認められる。八代海側では、宇土半島南面より八代・日奈久地先に至る地域が典型的な遠浅の干潟で、それに加えて球磨川などに代表される河川による複合三角州地帯があり、切れ目なく開発されていた。さらに南の方角にしばらくの距離をおいて、規模や件数こそ劣るものの、葦北・水俣地域にも古くからの干拓実績がみられる。

八代海沿岸の開発総面積よりみると、宇土半島南面から八代郡地先までの開発地で、全体のほぼ九割強を占め、中でも八代周辺の地先では、世襲の筆頭家老松井氏による御赦免開たる新田が集中している。その北方、松橋地先より八代までの間は、手永会所・郷・有吉氏らによる開発地が存在するが、藩庁機関主導による開発が多い。開発面積により八代海の海辺開発を総括すれば、八代以北は藩庁機関が主導し、八代地先は松井氏が主導する**二重構造的開発**であった。

㈡新地床と開発権

ⅰ　新地床

近世熊本領における「**新地床**」とは、主として海辺の新地、すなわち干拓新田の創出母体となる開発前の土地・干潟のことであり、海辺開発の具体的な対象地を指す歴史的表記である。見立てた新地床に開発の手を加え、新地（新田）となし、そこに土地改良を施し耕地化を図った。新地床には、自然環境的な諸類型が見いだせ、大別すると河海辺の**牟田**（湿地帯）と**干潟**に分類でき、それぞれの範囲・域内で多種多様な条件的差異を備えた新地床の存在があった。

〈牟田開と葭場開〉

河口地域には、流砂土により水底に堆積した土が隆起してできた「**州**」がある。それは単独の河川の場合と複合河川の場合とで発達の様子が異なり、また潮汐の影響も加味されることで、形態・規模ともに大きく変化する。また、遠浅の干潟と連続するような地域では、河川と海流による作用によって、年々発達する州や干潟という状況を現出せしめた。

天保七年『**球磨川絵図**』には、**葭場開**や**牟田開・潟開**という表記が散見され、それぞれに開発以前の新地床の態様が推測される。これらは、葭の栽植地や牟田および干潟を開発した新地であり、葭場開は八代の河口（日置川・前川・球磨川）に多くみられる。河口に発達する州には、総じて各種水辺植物の群生があり、腐葉土化した土壌環境となって葭の栽植に適していた。こうした州の一団が複合三角州であり、別の表記を用いれば、**広域にわたる河口牟田**ということになる。

ⅱ　開発権と開発動機

熊本領内における海辺干潟や河口牟田の開発は、松井および有吉・米田の世襲三家老に特許された権利であった。権利付与の理由と所以は、松井氏に代表されるように、主家細川氏が戦国大名から近世大名に変化していく過程における献身的な奉公振りによるといわれる。開発権の行使によって造成された新地は、**御蔵納を免除された御赦免開**たる性格を有し、開発者資産の形成に寄与することになる（開発動機）。

①既存耕地の末端部

開発権付与に対する前提条件は、開発地床（新地床）の存在であり、具体的な範囲設定の必要があった。それらは、ほとんど例外なく蔵入地や御給地と境を接しており、決して独立的に分離された状態で存在しているわけではない。多くは既存耕地の末端部分に位置していることから、その部分の開発は、灌漑水利や防災などの面で、本方の年貢地に強い影響を与えた。

②開発権の実体

世襲の三家老に特許された海辺の開発権は、新地床拝領が前提となる。順序として、地床たる海辺湿地や干潟の拝領がなければ、開発権そのものもありえない。新地床の拝領という事実のうえに、**開発権たる資格・能力**が付与されるのであり、望むところを自由に開発できる普遍的な開発権利実体があるわけではない。

㈢松井氏の開発～初期開発の特色

ⅰ　葭牟田の開発

松井氏は、正保三年（一六四六）、八代城入城以来、八代の城下町を支配し、それまで玉名郡を中心にしていた知行地を八代近辺に移していく。当時の八代郡南部海辺湿地の実態は、八代町の西方に干潟や沼地と若干の葭牟田があり、南方には球磨川の本流・支流などの河口域に広大な葭牟田が展開していた。複合河川化して、洪水のたびに流路が変わる不安定な地域で、部分的に葭の栽植地となっていたが、葭の成育が悪くなってきた所など、水抜き工事などの簡単な土地改良工事を施工することで畑にすることができた。

①無秩序開発の整序

こうした土地を政治的権力をもって潮除け塘を設置して囲い込み、百姓仕立てをおこない、新田の村立てを図っていく。近世初期には、河口牟田などの湿地帯において周辺農民による無秩序な小規模零細の開発が徐々に進行していたが、松井家中による管理活動によって、漸次秩序立った開発となっていった。

松井氏に特許された開発の対象たる海辺干潟や牟田の中には、荒地や永荒扱いの土地であっても、その実態は、自然陸化した洲や牟田の随所に、地域農民による蚕食的な小規模開発があり、検地・高入れされていない耕地が存在し、それらは領主の意に沿わない無秩序な展開である。初期海辺開発の目的は、これらの零細で小規模な開発地の一団を、堤防をめぐらして保護し、最終的に高入れして年貢収入（徳米）を得ることにあった。

②排水不良

現在の八代平野の大半は、大小河川の複合三角州地帯および海辺干潟を開発して成ったものである。河口・干潟の外縁部は、その環境変化（自然陸化や干拓）や政策の変更に伴う休止期はあるものの、継続的に開発されており、海岸線は西（海）に向かって移動していく。その過程で**排水不良**を起こし、より外縁に新地を開発しなければ解決できない時期が到来する。近世の海辺干拓地では、干潮時に樋門を開放して干拓地内の悪水を排出する自然排水の方式をとっていた。

③湿田化の進行

有明・八代両海沿岸のごとく、干潟の発達が著しく、干拓新地が次々に造成されたところでは、それぞれの干拓地の先端部分が江湖（悪水溜）となり、それに接する**堤防の外側に潟土の堆積が間断なく進行**していく。国土地理院一万分の一の地図より同一標高点の分布を結び、八代地先の干拓地断面を想定すると、旧干拓地の堤防外縁部（新干拓地の一部）から新干拓地の堤防に向かって、

極めてなだらかな勾配で傾斜し、低下していることがわかる。

干拓地が海に向かって重層しながら造成されていく場合、極端にいえば同様の勾配で海側に傾斜した干拓地が、いくつも連続して存在することになる。干潟に潮除堤防が設置されるたびに、その外側には、潮汐作用による潟土の堆積がくり返され、その結果、自然排水に頼った近世においては、効果的な排水が困難となり湿田化が進行し、「**干拓が干拓を呼ぶ**」といった局面をむかえる。

④湿田対策

湿田対策は、湿田化した新地の堤防外を新たに開発すること。すなわち湿田地の地先を干し上げることによって当該湿田地の水を吸収させ、湿田地帯の乾田化を図った。これは、**干拓地の抱える構造的な問題であり、負の循環とよぶべき特性**を胚胎していた。松井家による干拓地では、近世中期からこの構造に起因する開発が散見されるようになる。請込葭牟田の開発など、実質的には土地改良的なもくろみと防災目的などの要素を含んだ開発であり、同様の構造にほかならない。

現在においても、熊本市西南方、天明町の干拓堤防外縁地域や八代金剛干拓外縁に潟土堆積顕著な地域があり、干拓地内の排水を困難にしている。極端な排水障害の出現する周期は、自然現象や環境の差異によるとして、百年単位の間隔で引き起こされる可能性があるとみなければならない。とくに明治中期以降から昭和四〇年代にかけて築造された干拓地は、その大半が**汀線を越えて浅海に進出**していることもあり、自然排水では対応出来ず、強力な電動排水ポンプにより強制排水されている現状がある（堤防設置線の問題→汀線を挟んでの攻防）。

ii　松井開の特色

①開発実績

松井氏は、正保三年（一六四六）より明治三年（一八七〇）まで八代城代の任にあった。同家より明治九年（一八七六）、熊本県令宛に提出された旧藩時代の海辺新地に関する報告書写『**明治九年記**』（崇城大学図書館）によると、その間に**二八件九五二町歩余の海辺開発を実行**したとされている。この報告書は作成手続きに重大な欠陥があり（伝来の文書史料に拠っていない）、実際の事蹟は、それを上回るとみられている。

②八代海北部海辺の地域特性

松井氏によって八代郡南部地先に展開された海辺開発の過半は、他の熊本領内の開発地域と比較して、その自然的特性において異なった様相を示している。八代郡北部から下益城郡地先にかけての海浜は、**弧状を連ねた長大な海岸線**で、現在でも引き潮の際に**沖合数㎞にわたり水平な干潟が出現**する。熊本領の一般的な海辺開発は、こうした遠浅の海浜でおこなわれることが多かった。

③八代海南部海辺の地域特性

これに対し、八代郡の南部は、**大小河川による広大な複合三角州地帯**とみることができ、とくに球磨川以南にあって大河口域を形成する前川・南川・流藻川の下流域は、葭の生い茂る湿地帯であり、諸河川の間に大規模な洲が発達していた。さらにそれらの縁辺にも大小の澪筋が流れ、数え切れないほどの洲が形成されている。球磨川を中心とする諸河川から流下する土砂堆積と潮汐運動による潟土の還流堆積によって、放置しておいても干陸化していく、**発達する干潟**として存在してい

た。そこは、葭や七島などの植生を伴う湿地帯であり、松井家は、こうした特性を有する地域を**請込葭牟田**として支配したのである。

㈣八代海二六〇〇町歩開発計画と鹿子木量平

鹿子木量平・謙之助親子による海辺干潟二六〇〇町歩開発構想は、彼らによる村の再生仕法実践、国富論（富国論）展開のプロセスでもある。その骨子となるべき三点。

骨子１　下益城・宇土・八代三郡沖に展開する干潟、二六〇〇町歩を開発する。

骨子２　藩主の意向→家中の救済・財政再建、その具体策として耕地拡大策＝大開発計画の必然性。「**国富**」と国土開発（『**勧農富民録**』鹿子木量平著）。

骨子３　惣庄屋階層による村の再生・古田の改良→耕地開発に帰結。政策不全による河川中流域と河口域の荒廃（排出土砂堆積・排水障害）

ⅰ　「**下益城宇土八代三郡沖干潟二千六百町歩**」開発計画の概要

①企画および実務責任者（鹿子木父子）

鹿子木量平の公職履歴抜粋（明治三十一年『故鹿子木量平神号願』より）

寛政五年十二月　飽田・詫摩両郡郡代附横目

同　九年六月　杉嶋手永惣庄屋代官兼帯

文化元年五月　野津手永惣庄屋代官兼帯

同　五年三月　高田手永惣庄屋代官兼帯及び野津手永惣庄屋代官兼帯併勤

同八年十二月　五町手永惣庄屋代官兼帯

同十三年十月　郡中吟味役

同十四年六月　野津手永惣庄屋代官兼帯　同七月大牟田新地築立根役

文政三年八月　下益城・八代・宇土三郡海辺新地築立根役吟味役兼帯

鹿子木謙之助（鹿子木量平四男）

文化八年十二月　野津手永惣庄屋代官兼帯

②開発内容

「**文政三年辰九月御新地大積扣**」中の「**文政三年下益城宇土八代三郡御新地積方署手鑑**」は、鹿子木親子による三郡沖干潟二千六百町歩開発計画の見積である。この記述によれば、各々の手永より作廻に出向いて植民する形態が明白になっており、古村（居村）より次三男等の植民者を募り、新田村を仕立てる様子が窺える。その意図するところの一は、手永内村々に年貢未済分があれば、植民地たる新田村からの産穀で充当を図ることであり、古田の再生に加えて村の再建に寄与する仕法であった。

イ．開発面積と入植手永割当計画は次のとおり。

【史料五】（『**文政三年辰九月御新地大積扣**』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

一　惣畝数弐千六百町

右之内

六百町　井手道江子諸費地、壱割延畝分共、

弐百町　野津手永居村より作廻仕可申段願出居申候分、

三拾町　種山手永右同断、

七拾町　河江手永より作廻仕候見込分、

六拾町　松山手永より右同断、

三拾町　郡浦手永より右同断、

〆三百九拾町

但居村より受持作廻可仕分、
高田手永松求广在依多人数、村々より自勘にて出百姓仕度追々願出居
申候分并右外、村々より出百姓可仕候、
野津手永より右同断、
種山手永四浦在并村々より右同断、
河江手永海東谷并村々より右同断見込分、
松山手永松合高良御領其外村々より右同断見込分、
郡浦手永海邊村々より右同断、

〆千弐百弐拾町
但村々にて別家等仕候者地方拝領被仰付候へは自勘にて出百姓仕
作廻可仕見込分其外他手永よりも自勘にて出百姓仕度、内々懸合
候者共有之候て万一地方余分に相成候得は御出方無之て如何様にも
作廻可仕見込に御座候、
野津手永漁兼之者受持可申分、
河江手永右同断、
松山手永右同断、
郡浦手永右同断、

四百八拾町
百町
弐百五拾町
弐百町
六拾町
九拾町
百四拾町
八拾町
百四拾町
四拾町

〆四百町
但漁兼偏之者共之儀、右御普請中相応之日雇等にて渡世仕候様に仕法
を付、男女老幼共に罷出候得は却て漁業より為合に相成、其上両三年
定詰程々相働候ハヽ随分御百姓と成行候様之せり出も可有之、第一漁
業よりは手堅農業に基申之儀に付、各別之御出方被及申間敷見込に御
座候、尤如何躰にも自力にて馳罷出分は余銭弐百貫目之内より御心付
銭被渡下可然見込に御座候、

ロ．開発地の水門設置場所内訳

【史料六】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

水門積

一、五枚戸壱艘　亀崎江南ほ印　百間之所
一、二十枚戸壱艘　マクリタヲ南り印　百間之所
一、五枚戸壱艘　コナエ南ぬ印　百間之所
一、三枚戸壱艘　小道越わご　八拾間之内
一、五枚戸壱艘　横江北つ印　八拾六間之内
一、拾枚戸壱艘　くすら江　弐百弐拾五間之内
一、弐枚戸　こつかたを　百間之所
一、五枚戸壱艘　揚巻たを　百間之間
一、三枚戸壱艘　芝口下手　百間之内
右南分
合拾四艘　此戸数百枚　壱枚幅八尺宛
但松角にて三通之底土臺を居其上に幅四間
半長水門幅に應合・を入厚板にて張詰、
左右八割石・切石にて石垣築立中戸数に
應角石にて二重之通土臺を引、其上に水
越土臺を居本柱を建、柱之後口二戸数二

【参考】四百町新地大鞘樋門（八代市鏡町）

應角石にて重上ケ添柱を建、高サ之撫を取
蓋石を置、前口は戸前明磧懸迦之弁利を
付、蓋石上は内外共割石にて築立之内
心土并栗石詰之積、
此積前、合千五百六拾貫四百三拾六匁三分弐厘

八．築造費用積算報告

【史料七】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

惣合九千百拾壱貫八百七拾四匁八分
右は今度下益城・宇土・八代海邊新開御築立しら扁かた御用懸被仰付、御立會御見分之上際目建方且積方被仰付奉得其意候、私共立會御築立之仕法を付、様々手を詰相しら扁申候処、右之通二御座候、則絵圖壱枚相済指上候、以上、

文政三年九月　小田七郎右衛門
鹿子木謙之助
郡浦新五左衛門
平野角次
松山丈八
小田藤右衛門
犬塚安太
鹿子木量平
緒方吉次
杉浦仁一郎殿
宇野騏八郎殿
奥村仙蔵殿
米良四助殿

【参考】七百町新地潮止図（鹿子木勝氏蔵）

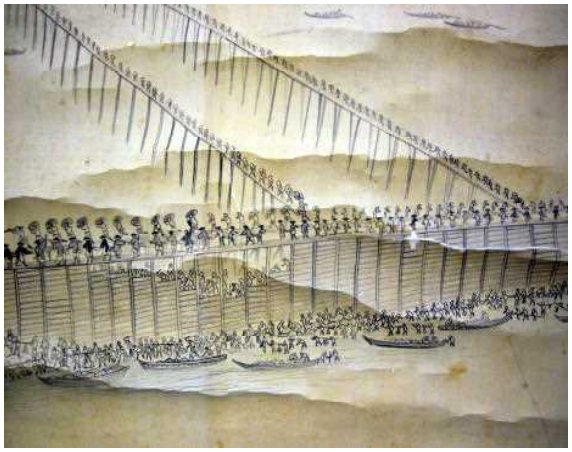

二．御新地三分割の費用積算報告

【史料八】（『文政三年辰九月御新地大積扣』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

御新地三ケ一所取分ケ積（抜粋）

※一御開壱ケ所　氷川より南太牟田御開殻樋北迄
町数七百町
右之内
一間数四千三拾九間六合　新塘分
御入目弐千百五拾五貫九百目
一同百間　但御普請御小屋并土手石手小屋床兼用之本塘分
御入目八拾九貫弐百拾弐匁四分
一水門六艘　戸数三拾枚
御入目四百六拾八貫百三拾目
一江湖筋七ケ所　間数四百五拾間
御入目弐百弐拾四貫三百六拾目
一潮留壱ケ所　間数四百間
御入目百八拾七貫七百弐拾目
一銭百壱貫目　土手石手諸道具并大小石船代御子や建方抱夫給共
合三千弐百弐拾六貫百弐拾弐匁四分

外に
一銭四百四拾貫九百九拾目五分五厘　右樋川より南水理一式御入目
○合三千六百六拾七貫百重弐匁九分五厘　氷川より北砂川迄
※一御開壱ケ所
町数八百町
右之内
一間数四千七百九拾壱間六合　新塘分
御入目弐千百六拾九貫五百三拾五匁四分六厘
一水門五艘　此戸四拾枚
御入目六百弐拾四貫百七拾四匁五分弐厘
一江湖三ヶ所　間数四百間
御入目弐百八拾四貫弐百七拾八匁六分四厘
一小屋床壱ヶ所　間数百間
御入目九拾壱貫弐百四拾八匁八分八厘
一潮留壱ヶ所　間数弐百五拾間
御入目百拾七貫三百弐拾五匁
一銭七拾四貫六百五拾弐匁　土手石手諸道具石船代抱夫給共
合三千三百六拾壱貫弐百拾四匁五分
外に
一銭百拾四貫百四拾三匁三分八厘　右氷川より北砂川迄水理一式御入目
○合三千四百七拾五貫三百五拾七匁八分八厘
※一御開壱ヶ所　砂川より北弐本松迄
町数千百町
右之内
一間数弐千七百六拾三間八合　新塘分
御入目千四百九拾五貫四百三拾壱匁八分五厘
一水門三艘　此戸三拾枚
御入目四百六拾八貫百三拾目八分九厘
一江湖四ヶ所　間数四百拾間
御入目弐百四拾弐貫五百七匁七分六厘
一小屋床壱ヶ所　間数百間
御入目八拾九貫弐百拾弐匁四分
一潮留壱ヶ所　間数百間
御入目百六拾四貫弐百五拾五匁
一銭六拾五貫目　土手石手諸道具其外石船代抱夫給共
合弐千五百弐拾四貫五百三拾七匁九分
外に
一銭百八拾貫百六拾弐匁九厘　右砂川北より淺川通久具川迄水理一式御入目
○〆弐千七百四貫六百九拾九匁九分九厘
◎三口合九千八百四拾七貫百七拾目九分弐厘

【表1】三郡沖干潟二千六百町歩開発計画中実績分

（開発地）	（事業体）	（竣工年）	（開発面積）	（摘要）
※百町新地	手永	文化二年（一八〇五）	一〇一町五反	**（計画外）**
※四百町新地	藩	文政二年（一八一九）	四三二町歩	**（計画外）**
①七百町新地	藩	文政四年（一八二一）	七四〇町五反	
②鹿嶋尻御新地	藩	天保九年（一八三八）	二一五町五反	
③亀崎御新地	藩	天保十年（一八三九）	九三町八反	**宇土方と共同**
④下住吉御新地	藩	天保十一年（一八四〇）	九六町歩	
⑤新田出新地	手永	天保十一年（一八四〇）	一〇五町歩	
⑥松橋新開	藩	天保十二年（一八四一）	一三五町一反	
⑦松橋新開築添	藩	弘化二年（一八四五）	一一二町七反	
⑧網道新地	手永	嘉永五年（一八五二）	五九二町三反	
⑨砂川新開	藩	安政二年（一八五五）	三六五町歩	
		◎開発実績合計	二四五五町九反	

※亀崎より宇土半島二本松まで事業最終の開発計画一四〇町歩ほどが存在するも未着工。

4．大開発計画の必然性と背景

㈠熊本藩主と「七百町新地」開発企画

歴代藩主の中で、海辺開発についての直接的で明確な意志を確認できる一人は、細川九代藩主斉樹であり、郡代や鹿子木量平をはじめとする惣庄屋らの手になる文書類に、彼の海辺開発に対する期待などが記されている。『**三郡御新地雑記**』には、七百町新地の開発に至る斉樹と重臣らのやりとりが詳述されており、ほぼ同じ内容が荻角兵衛（昌国）の「**己巳雑録**」中、「**八代之御新地御築立之事**」にもみられる。

【史料九】（荻角兵衛「己巳雑録」『新開新地』所収　九州大学附属図書館蔵）

文政三年七月十一日、御家中え手取米増可被仰付と之君上難有思召にて、沢村宇右衛門殿え新地御用懸被仰付候付、同月十三日右之面々え宇右衛門殿於宅被申聞候趣、拙者儀一昨日御用之儀有之被召出候付、早速午前え罷出候處御膝元近ク被召寄、近年御物入打続御稼手向甚被成御差支候間、御家中え手取米減被仰付置候二付ては一統及難渋候、殿、逐一被為及聞召、兼々御苦悩二被思召上候事二候、

i　非常倹約令の延長

家老沢村宇右衛門は、藩主より家中士手取米を増加させよとの意向のもと、**新地御用懸**を命じられた。これより以前、文化一〇年（一八一三）、斉樹は藩主直書をもって非常倹約令を示達して家中手取米を減じ、翌年に五ヶ年間の格別倹約を命じている。この倹約令は奏功せず、手取米減などを含め、文政二年よりさらに五ヶ年間の非常倹約令延長を達した。

ii　家中の困窮と藩主の苦悩

翌年の斉樹下国の際には、家中の困窮いよいよ顕著となる。七月一三日沢村家老は、自宅に藩主御用人と御郡目付、奉行、宇土・下益城・八代の各郡代、そして新地築造の責任者として鹿子木量平親子を招き、藩主の苦悩を訴えた。

久振二被遊御下国候間（前年御滞府）、少は御家中も甘居か申哉と被為思召居候處、御通筋家敷々々垣廻等益及大破居、且当月は御下着後初て之式日二付、定て出仕之面々も大勢二て可有之と被為思召居候處殊外少人数二て至て淋敷、畢竟ケ様二有之候と申は御渡方等充分二無之處より之儀と被思召、上、甚以被遊御心痛候間、何卒今少シ家中者共渡方優二為取候仕法は有之間敷哉と被仰付候、（「己巳雑録」）

斉樹は、参勤前と比較して少しは家中の寛ぎもみられるだろうと思っていたが、いざ帰国して通筋の家々を眺めると、垣廻りを補修する余裕もないようで荒れ果てていた。帰国後初めての式日には、多くの家臣が出仕するだろうと思っていたところ、あまりに少人数で寂しい限りである。斉樹はそれらの理由を、家中士の手取米が少ないことにあると考えた。対処を命じられた沢村家老は、次のように言上した。

如何躰二勘考仕候ても、当時之御繰合二て御本方よりと申候ては、唯今之上二被増下候仕法と申は、一切見込無御座候、乍然、昨年於八代御築立二相成候四百丁之御廻沖手・氷川尻二懸候七百丁、また氷川尻宇土二本松二懸候て千九百町大新地を被遊御築立候ハゞ両三年中二て手取増被仰付候丈は御倉入可有御座奉存候、（「己巳雑録」））

既存の四百町新地地先干潟に七百町新地を造成し、さらにその隣から宇土半島二本松に至るまで堤防を延長し、新たに一千九百町歩余の大開発のもくろみを開陳する。これに対し斉樹は、「**是に過候良策は有之間敷、是八天之與と可申候**」と述べた。沢村家老は、七月一三日、自邸に参集した人々へ、斉樹の言葉として次のことを伝え、一同の奮起を促した。

①このような大目論見は、本来衆議に諮るべきであるが、そうすれば様々に申し分も生じ、事が成らなくなる。よってわざと衆議にはかけず**独断で沢村に申し付け**る。

②種々の論争が引き起こされるのは必定であるが、この点においては心配無用である。志を堅く持ち、是非存念を達するべきである。

③心力を尽くして新地造成を成就し、一刻も早く家中の者共の困窮を救済せよ。

七百町新地は、藩主の並々ならぬ後援を受け、宇土・下益城・八代三郡海辺新地開発計画の先頭を切って文政四年（一八二一）一一月に潮留された。斉樹の意向は、文政九年に彼の後を継いだ細川斉護にも踏襲され、近世末期熊本藩大干拓時代の掉尾を飾ることになる。

㈡人口増勢圧力と耕地面積

次の史料は、歴代藩主の海辺開発に対する基本認識を示し、それはまた広く藩庁役人や会所の役人にまで浸透していたことをあらわしている。

【史料一〇】（「**奉願覚**」天保一一年八月『**天保覚帳**』六―三―一八　永青文庫蔵）

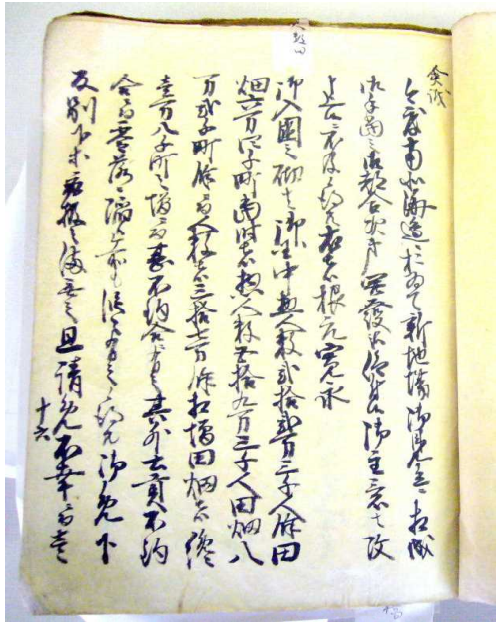

僉議

今度南北海邊二於ゐて新地場御見立二相成、
御手当之都合次第開發被仰付候御主意は改
申上候二不及候得共、右は根元寛永
御入國之砌は御国中惣人数弐拾弐万三千人餘、田
畑六万四千町當時は惣人数五拾九万三千人田畑八
万弐千町餘二而人数は三拾七万餘相増、田畑は纔
壱万八千町之増二而甚不釣合二有之、其外土貢不釣
合二而零落二陥候ケ所も段々有之候得共、御免下
反別下等取扱之備無之、且請免不幸二而壱…

i　村方零落の一因

天保年間当時、人口増加の趨勢をみると、寛永年の細川氏肥後移封当時と比較すれば、およそ二・六倍強となっている。しかし田畑面積の増加では一・三倍弱の伸びにすぎない。御郡方では、人口増加と耕地面積増加趨勢の不均衡が村方零落の大きな原因であるとし、「**御国民御撫育として開発被仰付段被奉達**」と記す。

ii　領内人口と耕地面積の関係～**増加趨勢の不均衡**

領内人口と農耕地面積の変遷

①寛永九年（一六三二）細川忠利肥後入国当時の領内人口と田畑畝数

総人口　二二万三〇〇〇人余

田畑面積　六万四〇〇〇町歩

②天保一〇年（一八三九）当時の領内人口と田畑畝数

総人口　五九万三〇〇〇人余

田畑面積　八万二〇〇〇町歩

※二〇〇余年の間に

人口は二、六倍強に増加

田畑は一、三倍強に増加

㈢**開発の顛末**

i　開発範囲と許可申請

八代郡鏡村沖より氷川河口に至る七百町新地から北上し、宇土郡永尾村二本松に至る干潟一九〇〇町歩余を干拓造成する大開発計画であり、基本計画は鹿子木量平・謙之助親子の構想に拠っている。彼らが沢村家老に進言し、計画推進の同意を得た後、藩内事情に支障のない時期を選び着工することになった。その後、天保七年（一八三六）、この大計画の一環であろう新地開発願が、種山手永より氷川尻に一五〇町歩、下益城郡の五手永より河江手永海辺に三〇〇町歩、平準方より氷川尻に三〇〇町歩が各々提出されている。これらに対し、また築立に支障のない時期になれば許可するという決裁が下され、一旦不許可となった。

ii　逐次開発と計画生産高

三年後の天保一〇年、鹿嶋尻御新地二一五町五反、亀崎御新地九三町八反と、次々に開発が成就し、最終的に安政二年（一八五五）砂川新開の三六五町歩まで、計画面積一九〇〇町歩のうち、**合計八件で一七一五町四反余の竣工**をみる。

次の史料は、「七百町新地」以降の開発地を二千町歩と定めて想定した計画生産高を記す。計画面積を「千九百町歩」と表記がある一方で、「田畑弐千町程」とも書かれており、本件積書（文政三年辰九月『**御新地大積扣**』）が、開発計画と実態の誤差を考慮した大枠の積算書であったことを物語っている。全体の**撫反で反当壱石五斗五升**を打ち出しており、これは、海辺干拓地特有の豊かな地味を前提とした評価にほかならない。

【史料一一】（『**文政三年辰九月御新地大積扣**』（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）

覚

一、田畑弐千町程　　御新地分

此出来米三万千石

但田畑上中下位之撫反壱石五斗五升右米の見込、

壱万七百八拾石　　上納米

弐万弐百弐拾石　　作徳米

三軒屋御開其外上畝物二相成可申分、

一、四百拾町八反六畝拾弐歩

此出来米七千八百六石余

但上中下位之撫反壱石九斗右米之見込、

千三百六拾三石四斗三升　　床上納分

千百壱石余　　上畝物米・上畝下り

五千三百四拾壱石五斗七升　　作徳米

○上納米合　壱万千八百八拾壱石余
此高百石高拾七石手永之積二〆
六万九千八百九拾石余
同弐拾七石手永之積二〆
四万四千石余　　以上、

5．まとめにかえて～巨大海辺開発は水利と不可分

干拓は総合的な水利の一環という側面があり、水利の先に干拓があった。鹿子木量平は、「**成長する干潟**」と「**海辺低平地の排水障害**」を分析し、その解決策として干潟に塘を築き、内側を干し上げて古田の過剰な水を吸収させたのである。こうして創成された新たな海辺開発地もまた、遠からず排水障害に行き当たることになり、その堤防の外側にさらなる新開地を開発する必要に迫られる。下益城・宇土・八代三郡沖干潟二六〇〇町歩干拓計画は、耕地拡大を最大の目的としつつも、副次的に八代郡鏡村地先から汀線上に沿い、宇土郡高良村地先までの全域をカバーすることで、内陸側の**湿田化した古田の再生対策**として機能した。この事情は、熊本領の北部海辺においても基本的に変わることはない。

程度の差こそあるものの、有明海と八代海の広大な干潟に沿う海辺村々の干拓地は、未開の干潟に隣接していることで地底そのものに水を湛え、排水の行き場がない状態にあった。巨大なスポンジと化した湿田の水を移動させる手段の一つが堤外干潟の干拓である。湿田の地先に堤防を築き内側を干し上げると、その乾燥した大地に湿田の水気が吸収されていく。鹿子木量平の企画構想した百町新地は、湿田解消に端を発した海辺開発であり、その後四百町新地・七百町新地と連続する開発にも同様の趣旨が窺われる。該地海辺の干拓は、まさに**水利の延長**としての側面があったのである。

【参考文献および史料の抜粋】

〈**文献**〉順不同
①農林省農務局『旧藩時代ノ耕地擴張改良事業ニ關スル調査』（一九二七）
②福岡県内務部『有明海沿岸鍬先地調査』（福岡県一九二九）
③佐賀県耕地協会『佐賀縣干拓史』（佐賀県耕地協会一九四一）
④熊本県『熊本縣潮害史（大正三年）』（熊本県一九一八）
⑤熊本県『熊本縣潮害史（昭和二年）』（熊本県一九三三）
⑥福岡県農地改革史編纂委員会『福岡縣農地改革史』上巻（農地委員会福岡県協議会一九五〇）
⑦佐賀県農地改革史編纂委員会『佐賀縣農地改革史』上巻（農地委員会佐賀県協議会一九五一）
⑧喜多村俊夫「肥後藩干拓新田の特異性（『熊本史学』三号熊本史学会一九五二）
⑨喜多村俊夫「干拓新田の歴史的地理的構造～肥後国玉名郡横島新田」（『名古屋大学文学部論集』名古屋大学文学部一九五三）
⑩古島敏雄『土地に刻まれた歴史』（岩波書店一九六七）
⑪大阪府立狭山池博物館『重源とその時代の開発』（大阪府立狭山池博物館二〇〇二）
⑫渋谷敏実『加藤清正の干拓説に対する疑問』（熊本工業大学出版局一九八一）
⑬本田彰男『肥後藩農業水利史』（熊本県土地改良事業団体連合会一九七〇）
⑭藤川武信「干拓造成の見地からした有明海の干潟の研究」（『九州農業試験場干拓部彙報』九州農業試験場一九五四）
⑮九州農業試験場環境第二部「九州の干拓土壌に関する研究」（『九州農業試験場彙報』1巻九州農業試験場一九五二）

⑯園田一亀『横島郷土志』（横島村役場一九四九）
⑰森山恒雄「肥後五十四万石の成立」（『新熊本の歴史』熊本市一九七九）
⑱玉名市教育委員会「北牟田塚墳墓」（『玉名市文化財調査報告』３集一九七九）
⑲熊本県『熊本県史』別巻１（熊本県一九六五）
⑳續日本史籍協會叢書『横井小楠關係史料』（東京大学出版会一九三八）
㉑森田誠一『近世における在町の展開と藩政』（山川出版社一九八二）
㉒松本寿三郎『近世の領主支配と村落』（清文堂二〇〇四）
㉓森泰博『大名金融史論』（新生社一九七〇）
㉔鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社一九九七）
㉕大熊孝『利根川治水の変遷と水害』（東京大学出版会一九八一）
㉖大熊孝『洪水と治水の河川史』（平凡社一九八八）
㉗横島町史編纂委員会（内山幹生共著）『横島町史』（玉名市二〇〇八）
㉘新修志摩町史編纂委員会（内山幹生共著）『新修志摩町史』（志摩町二〇〇九）
㉙荒尾市史編集委員会（内山幹生共著）『荒尾市史』（荒尾市二〇一二）

〈**史料**〉順不同

①「請新地一紙書抜」成松古十郎（熊本市城南町歴史民俗資料館）
②『三郡御新地雑記』成松古十郎（熊本市城南町歴史民俗資料館）
③『邦君積善記』鹿子木量平（八代市鏡町鹿子木勝氏蔵）
④「己巳雑録」荻昌国（熊本県立図書館）
⑤「七百町本堤積」鹿子木謙之助（八代市鹿子木勝氏蔵）
⑥「僉儀書面」（天保覚帳六―三―一八熊本大学附属図書館寄託永青文庫）
⑦『拾芥圃記』永井宇七兵衛（熊本県立図書館）
⑧『嘉永七年寅五月玉名郡小田手永横嶋村海邊内膳殿新御開田見圖御帳』（玉名市教育委員会）
⑨『小田郷士族帳』（玉名市立図書館）
⑩『御勝手向志良遍』（熊本県立図書館）
⑪『御花畑御奉行所日記抄出』（熊本大学付属図書館寄託永青文庫）
⑫『御新地方記録』（宇城市教育委員会）
⑬『御新地大積扣』鹿子木量平・謙之助（八代市鹿子木勝氏蔵）
⑭「御郡方御開所普請御用之鉄道具積書」（熊本大学附属図書館寄託永青文庫）
⑮『教戒記録』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）
⑯『野津手永零落御救一件』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）
⑰「松橋尻新地見立積帳」（九州大学農学部図書館）
⑱「宝暦以来御勝手向御繰合之御模様大略調帳」（熊本県立図書館）
⑲「亀崎御新地亀尾村田畑名寄御帳」（熊本大学附属図書館松井文庫）
⑳『先例略記　御城作事一途』（熊本大学附属図書館松井文庫）
㉑『先例略記　御開之部』（熊本大学付属図書館松井文庫）
㉒『塘筋全　御開に係り候例』（熊本大学付属図書館松井文庫）
㉓『舊章略記』（熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵）
㉔『松山手永手鑑』（宇城市不知火町河野家文書）
㉕『水理考』鹿子木量平（八代市鹿子木勝氏蔵）